

【商品概要説明書】

(2019年5月1日現在)

商 品 名	とくしんきゃつするフリーローン
ご利用 いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>(1) 契約時年齢満 20 歳以上 65 歳以下の個人の方で、最終弁済時年齢が満 70 歳以下の方</p> <p>(2) 安定した収入のある方 なお、パート・アルバイトの方は含みますが、年金収入のみの方は含みません。 また、専業主婦の方は配偶者が満 69 歳以下で安定した収入がある方となります。 また、配偶者が年金受給のみ及びパート・アルバイトの場合は不可となります。</p> <p>(3) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡</p> <p>(4) 保証会社（信金ギャランティ㈱）の保証を受けられる方 ※「とくしんきゃつするカードローン」をご契約されている方はこの商品との併用はできません。</p>
お使いみち	自由（ただし、事業性資金は除きます。）
ご融資金額	<p>10 万円以上 500 万円以下（1 万円単位）</p> <p>※ただし、専業主婦の方は 50 万円が限度となります。</p> <p>※本商品の複数借入はできません。追加融資の場合は、借換対応となります。</p>
ご融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資利率	<p>年 8.0%、年 9.0%、年 12.0%、年 14.6%（固定金利型）</p> <p>※ご融資利率は審査のうえ、決定いたします。 （専業主婦の方は年 14.6%となります。）</p> <p>※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。</p>
ご返済方法	元利均等毎月返済とし、6 ヶ月毎のボーナス併用返済（ご融資金額の 50%以内）もできます。ただし、元金の据置期間は不可とします。
ご返済日	毎月 10 日（同日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日）
担保・保証人	保証会社（信金ギャランティ株式会社）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資利率に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年 18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>(1) 運転免許証、パスポート、健康保険証等の本人確認書類</p> <p>(2) ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。）</p>

<p>その他ご留意事項</p>	<p>(1) お申込受付後、当金庫および保証会社である信金ギャランティ(株)より、ご自宅やお勤め先へお電話させていただく場合があります。</p> <p>(2) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(3) お申込みに際しては、当金庫および信金ギャランティ(株)が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人情報情報機関および同機関が提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(4) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>